

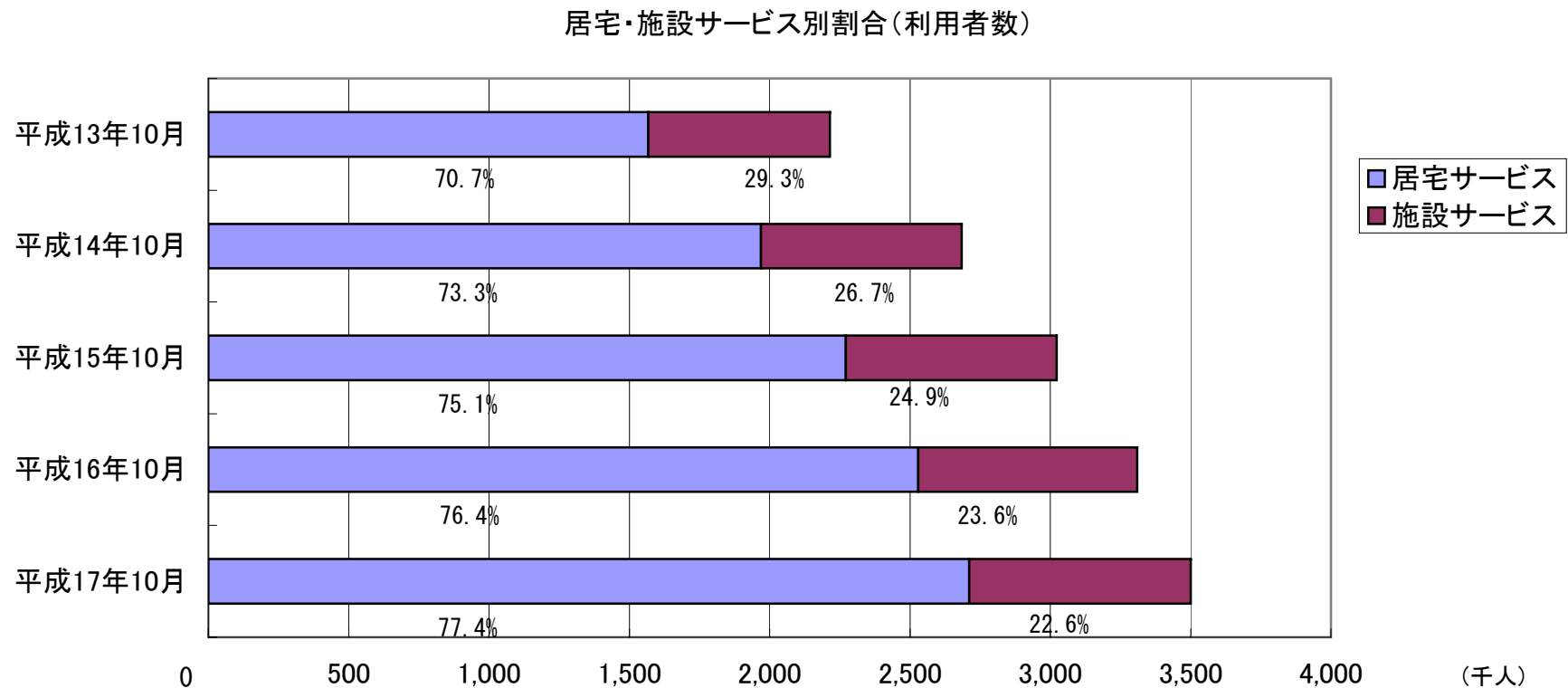
# 介護施設等の現状について

目次	1. サービス利用者数の推移 …1	6. 看取りの状況 …17
	(1) 居宅・施設サービス別利用者数の推移 …1	
	(2) 種類別の入所・居住系サービス利用者数の推移 …2	7. 居住環境等 …18
2. 各施設の概要 …3		(1) 1人当たり居室等面積の基準 …18
(1) 入所・居住系サービスの概要 …3		(2) 居室等の定員の経年変化 …19
(2) 平均要介護度の経年変化・施設ごとの現状 …5		(3) ユニット型施設の整備率 …21
(3) 介護保険3施設の退所者に係る平均在所日数の経年変化 …6		(4) 補足給付(低所得者対策)受給者の割合 …22
(4) 介護保険3施設の入退所の状況 …7		(5) 高齢者の資産保有状況 …23
3. 介護サービスの状況 …9		8. 施設等の整備状況 …24
(1) 職員配置の状況 …9		(1) 施設等の整備状況 …24
(2) 資格の取得状況 …11		(2) 介護療養型医療施設の整備状況 …25
4. 医療・看護サービスの状況 …12		(3) 老人保健施設の整備状況 …26
(1) 職員配置の状況 …12		(4) 特別養護老人ホームの整備状況 …27
(2) 介護保険と医療保険の調整 …13		9. 介護を受ける場所についての意識調査結果 …28
(3) 医療処置の状況 …14		(1) 介護を受ける場所の希望 …28
5. リハビリテーション等の状況 …15		(2) 自宅で介護を受けたい理由 …29
(1) 職員配置の状況 …15		(3) 自宅で最期まで療養することが困難な主な理由 …30
(2) 介護保険3施設において提供しているリハビリテーション等の状況…16		

# 1. サービス利用者数の推移

## (1) 居宅・施設サービス別利用者数の推移

○ 居宅サービス利用者の占める割合が増加している。

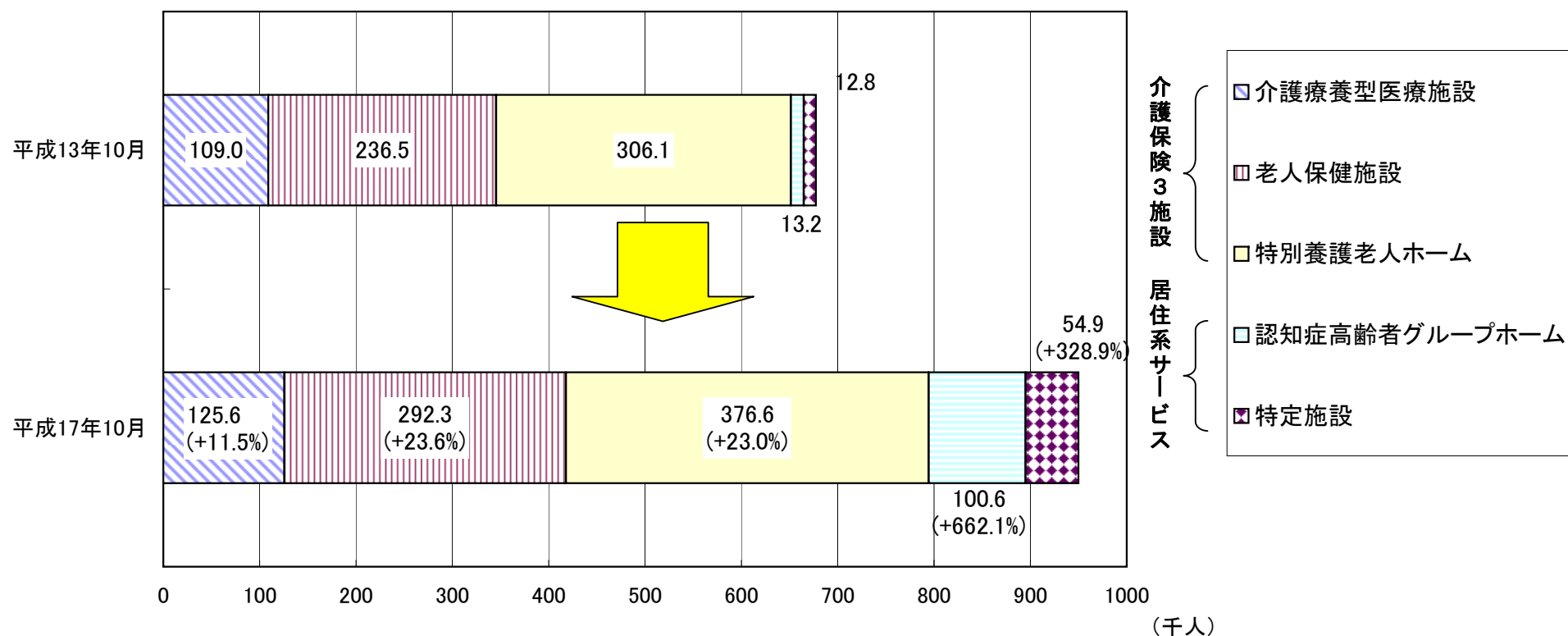


【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年10月サービス提供分)

## (2) 種類別の入所・居住系サービス利用者数の推移

○ 入所・居住系サービスの利用者数が増加している中で、介護保険3施設よりも、居住系サービスの伸び率が高い。

入所・居住系サービスの利用者数の推移



【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年10月サービス提供分)

## 2. 各施設の概要

### (1) 入所・居住系サービスの概要

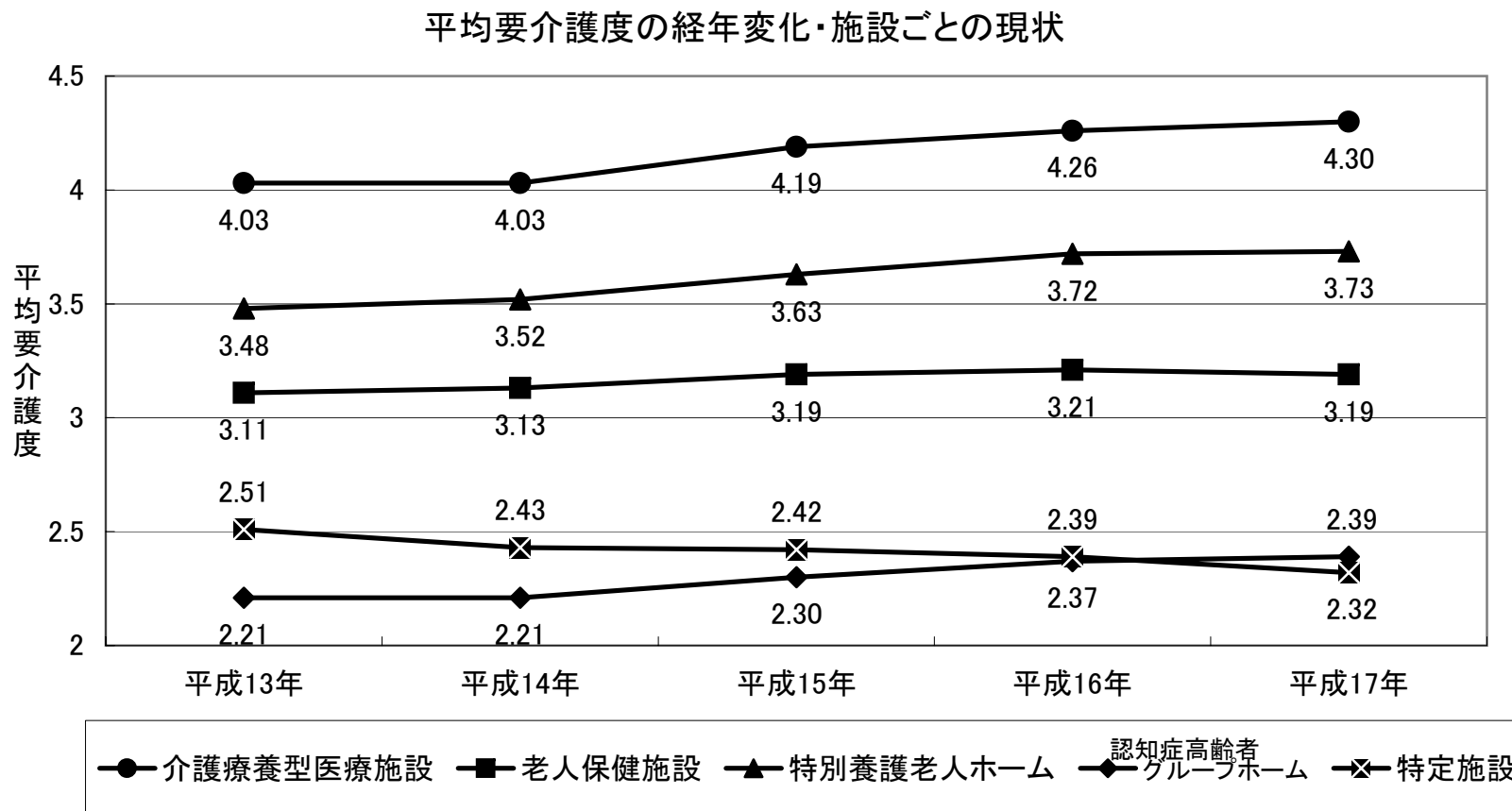
	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
基本的性格	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	要介護高齢者のための生活施設	認知症高齢者のための共同生活住居	要介護高齢者も含めた高齢者のための生活施設
定義(介護保険法)	(「介護療養型医療施設」の定義) 療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。	(「介護老人保健施設」の定義) 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。	(「介護老人福祉施設」の定義) 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。	(「認知症対応型共同生活介護」の定義) 要介護者であって、認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うこと。	(「特定施設入居者生活介護」の定義) 有料老人ホーム、経費老人ホーム、養護老人ホーム又は適合高齢者専用賃貸住宅に入居している要介護者について、提供するサービスの内容等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話。
施設数	3,717	3,131	5,291	5,449	904
定員数	138,942人	282,513人	363,747人	76,998人	40,597人

		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
平均要介護度		4.30	3.19	3.73	2.39	2.32
平均在所日数		359.5日	230.1日	1,429.0日	(データなし)	(データなし)
1人当たり居室面積		6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ
1部屋の定員数		4人以下	4人以下	4人以下	原則個室	原則個室
主な 職員 配置 基準	医師	3以上 48:1以上	常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)		
	看護職員	6:1以上	看護・介護 3:1以上 (看護2/7)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人	3:1以上	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人
	介護職員	6:1以上				
	理学療養士(PT) 作業療法士(OT)	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上			
	機能訓練指導員			1以上		1以上
	生活(支援)相談員		100:1以上	常勤1以上 100:1以上		100:1以上 (うち1名常勤)
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	1以上	1以上 100:1を標準

- 1 平均要介護度は、「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、平成17年11月審査分)から算出
- 2 施設数、定員数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成16年10月1日時点)
- 3 平均在所日数については、「介護サービス施設・事業所調査」(同、平成15年9月中の退所者等について)
- 4 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

## (2) 平均要介護度の経年変化・施設ごとの現状

- 介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設の順で平均要介護度が高い。
- 特定施設を除き、平均要介護度は高くなる傾向にある。



【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、各年11月審査分)

### (3) 介護保険3施設の退所者に係る平均在所日数の経年変化

- 平均在所日数は介護療養型医療施設が約1年、老人保健施設が約8ヶ月、特別養護老人ホームが約4年である。
- 各施設ごとの平均在所日数の推移については大きな変化はない。

(日数)

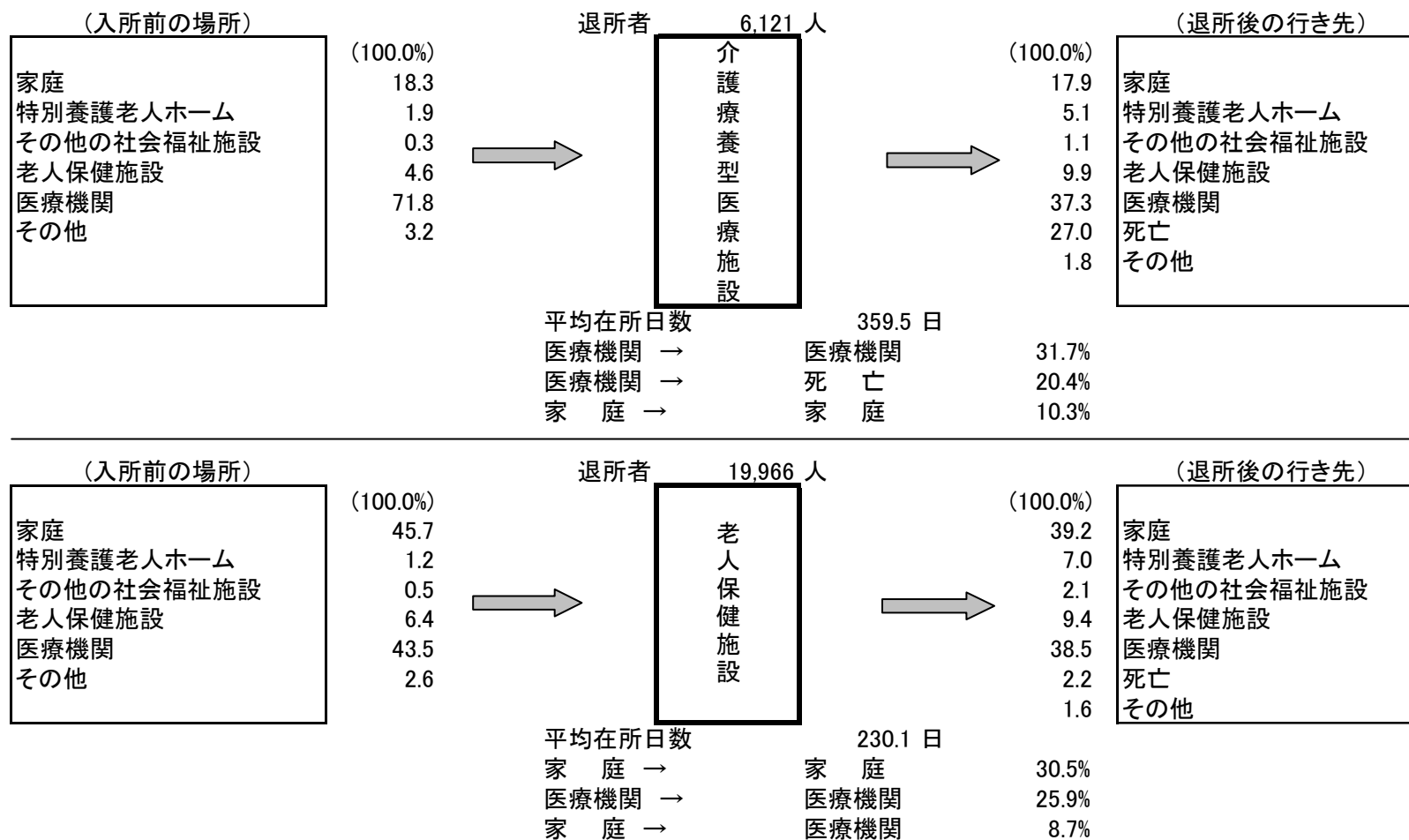
	平成13年	平成15年
介護療養型医療施設	359.3	359.5
老人保健施設	229.2	230.1
特別養護老人ホーム	1,502.2	1,429.0

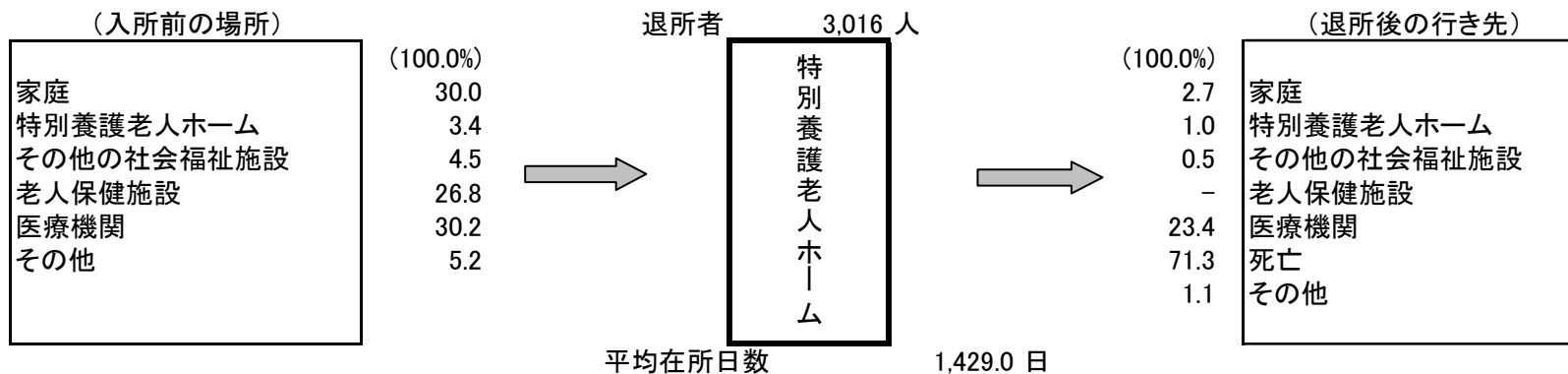
【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、各年9月中の退所者等について)



## (4) 介護保険3施設の入退所の状況

- 介護療養型医療施設では、約7割が医療機関から入院し、約4割が医療機関に移り、約3割が死亡退院している。
- 老人保健施設では、約5割が家庭、約4割が医療機関から入所し、家庭、医療機関それぞれに約4割が退所している。
- 特別養護老人ホームでは、退所者の約7割が死亡によるものである。

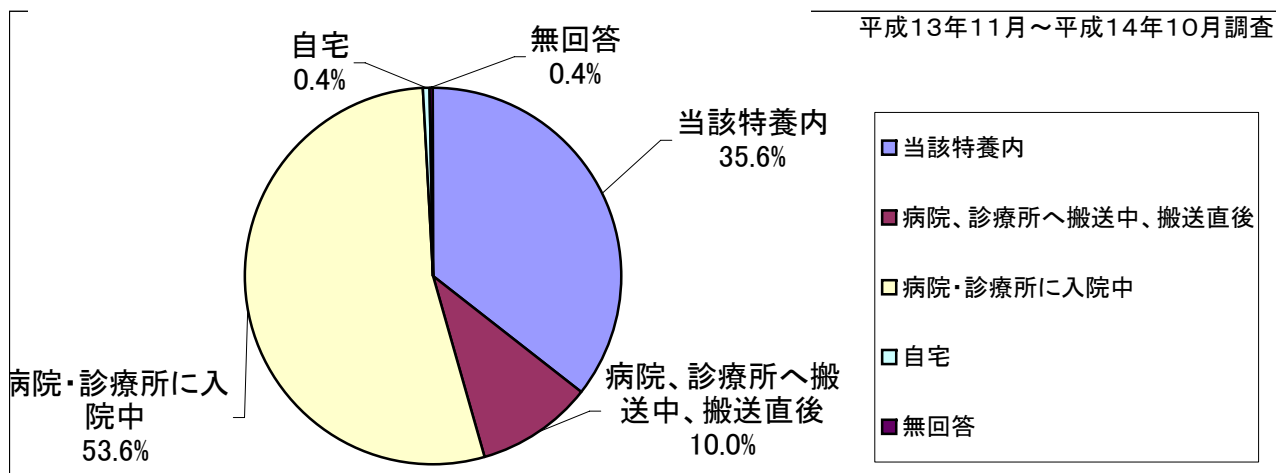




注:「その他」には不詳を含む。

【資料】「平成15年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、平成15年9月時点)

(参考)特別養護老人ホームの死亡退所者の死亡の場所



【資料】「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究報告書」(医療経済研究機構、平成15年3月)

### 3. 介護サービスの状況

#### (1) 職員配置の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、介護職員及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置基準 (※1)	介護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) 〔介護25人〕 〔看護9人〕	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕	3:1以上 (4人)(※3)	看護・介護 3:1以上 利用者100人の場 合、看護3人 〔介護31人〕 〔看護3人〕
	看護職員	6:1以上 (17人)				
従業者数 (※2)	介護職員	33.1	30.1	37.7	7.2(※3)	39.6
	看護職員	30.5	11.1	4.9		5.9

※1…( )内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業者数

※3…認知症高齢者グループホームは、利用者10人あたりの数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

## 夜勤職員の基準

施設種類	夜勤職員基準
介護療養型医療施設	2以上で、かつ入院患者数30人ごとに1以上 (うち看護職員が1以上)
老人保健施設	2以上 40人以下の施設で常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあっては1以上
特別養護老人ホーム	利用者数25人以下 1以上 利用者数60人以下 2以上 利用者数80人以下 3以上 利用者数100人以下 4以上 100人を超えて25を増すごとに1以上 (ユニット型)2ユニットごとに1以上
認知症高齢者 グループホーム	介護従業者の数が1以上
特定施設	常に1以上の介護職員を確保

## (2) 資格の取得状況

- 介護職員に占める介護福祉士の割合は、老人保健施設と特別養護老人ホームでは約4割となっている。

平成16年10月1日

	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
介護職員	45,929人	85,151人	136,960人	55,685人	16,089人
介護福祉士(再掲)	8,674人 (18.9%)	37,834人 (44.4%)	57,346人 (41.9%)	(注1)	(注1)
看護職員	42,413人	31,446人	17,788人	2,872人 (注2)	2,375人

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

(注1) データなし

(注2) 認知症高齢者グループホームの看護職員は、介護職員の再掲である。

## 4. 医療・看護サービスの状況

### (1) 職員配置の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、医師及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	特定施設
配置基準 (※1)	医師	3以上 48:1以上 (3人)	常勤1以上 100:1以上(注) (1人)	必要数 (非常勤可)(注)	(注)	(注)
	看護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) (9人)	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 (3人)	/	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人 (3人)
従業者数 (※2)	医師	6.1	1.2	0.4	/	/
	看護職員	30.5	11.1	4.9	/	5.9

※1…( )内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業員数。

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

(注) 老人保健施設、認知症高齢者グループホーム及び特定施設においては、利用者の症状の急変等に備え、協力医療機関を、特別養護老人ホームにおいては、入院治療を必要とする入所者のために、協力病院を定めることとしている。

## (2) 介護保険と医療保険の調整

○ 医療サービスは、施設により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。

手術・放射線治療 急性増悪時の医療等			
特殊な検査 (例:超音波検査など) 簡単な画像診断 (例:エックス線診断など)		医療保険で給付	
投薬・注射 検査 (例:血液・尿など) 処置 (例:創傷処置など)	介護保険で給付		
医学的指導管理			
	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム

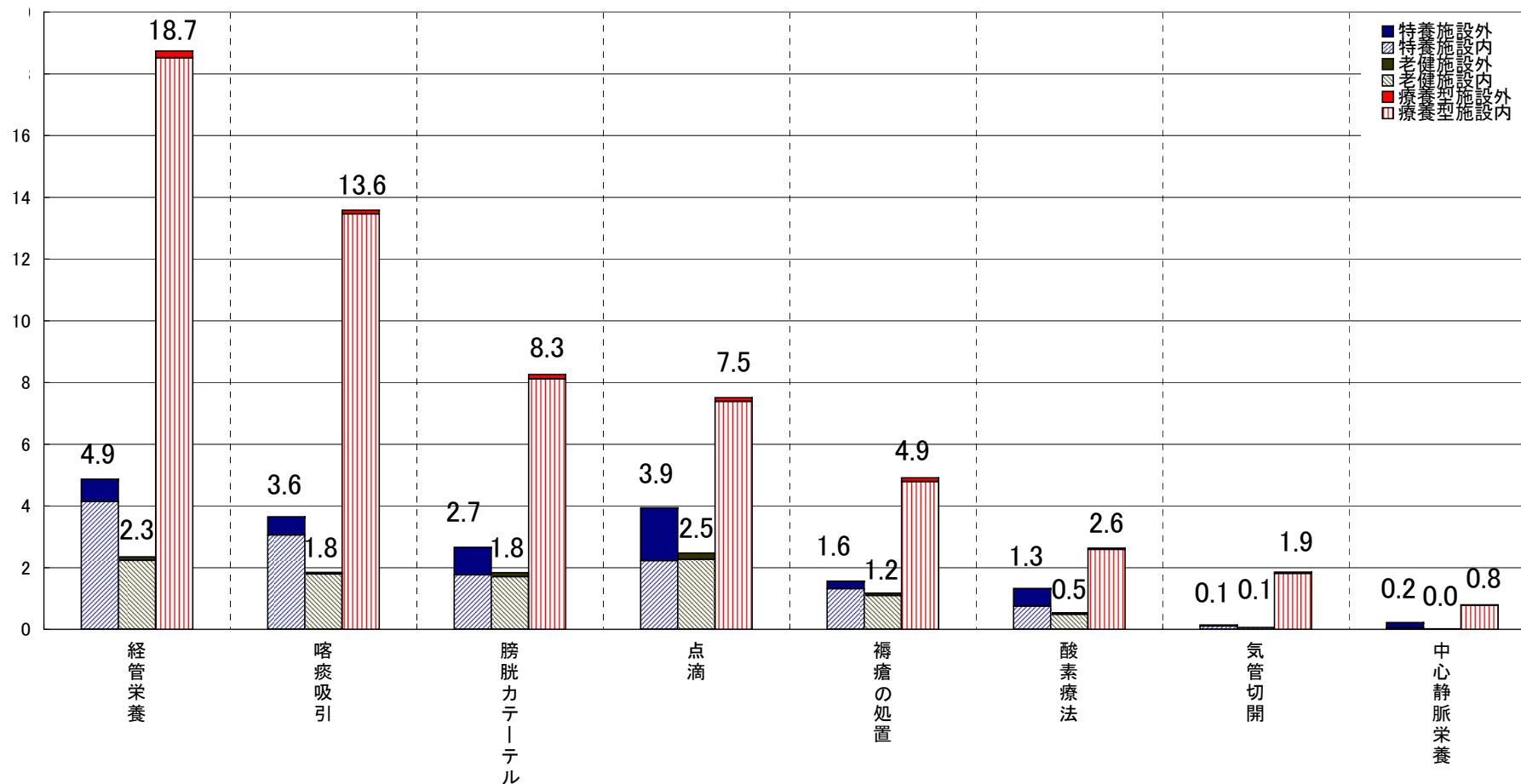
### (3) 医療処置の状況

- 施設種別によって違いはあるが、介護保険3施設の利用者の中にも、経管栄養、喀痰吸引、膀胱カテーテルなどの医療的な処置を受けている者がいる。
- 特別養護老人ホームにおいては、相対的に施設外で医療処置が提供されている割合が高い。

(%)

#### 介護保険3施設の利用者のうち医療処置を受けた者の割合

平成13年9月



\* 表記グラフは、「他の医療機関での処置を受けた者」又は「施設内で処置を受けた者」を合計した人数を、各介護保険施設の利用者数で除したものの割合を示したものである。なお、「他の医療機関での処置」と「施設内の処置」の双方を受けた者は、重複計上されている。

【資料】「平成13年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)



## 5. リハビリテーション等の状況

### (1) 職員配置の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）及び機能訓練指導員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

	職種	介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置基準	理学療法士（PT）、 作業療法士（OT）	PT及びOTが 適当数	PT又はOTが 100:1以上	/	/	/
	機能訓練指導員	/	/	1以上	/	1以上
従業者数	理学療法士及び 作業療法士	3.2	2.0	/	/	/
	機能訓練指導員	/	/	0.9	/	1.2

※従業者数は、定員100人あたりの常勤換算従業者数

【資料】「平成16年介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省統計情報部）

## (2) 介護保険3施設において提供しているリハビリテーション等の状況

○ 機能訓練・リハビリテーション等を受けた者の割合をみると、ほとんどの種類で老人保健施設が多く、運動療法は65.5%となっている。

### 1月間に機能訓練・リハビリテーション等を受けた者の割合

平成15年9月 (%)

	介護療養型医療施設	老人保健施設	特別養護老人ホーム
運動療法	48.9	65.5	25.9
作業療法	15.9	26.6	6.5
言語療法	9.0	4.6	2.2
物理療法	6.3	19.8	7.5
日常生活動作訓練	15.2	34.8	30.6
レクリエーション	31.5	84.1	60.8

※「受けた者の割合」とは、在所者のうち、各機能訓練・リハビリテーションを受けた者の割合。

【資料】「平成15年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)

## 6. 看取りの状況

- 利用者の死亡が予想される場合、介護療養型医療施設の約3割、老人保健施設の約8割、特別養護老人ホームの約5割が「速やかに病院等に移す」としており、「施設内で看取る」とする施設は介護療養型医療施設の約5割、老人保健施設の約6%、特別養護老人ホームの約2割である。

	介護療養型医療施設		老人保健施設		特別養護老人ホーム	
死亡時期の予測:ある程度予測できていた	73.1%		62.1%		71.8%	
死亡が予想される場合の基本方針	療養病床の病棟内で看取る	53.3%	施設内で看取る	5.9%	施設内で看取る	19.4%
	速やかに自院の一般病床へ移す	26.9%	速やかに病院等に移す	83.4%	速やかに他の病院に移す	54.9%
	速やかに他の病院に移す	5.2%				
	〈患者・家族が在宅死を希望した場合の対応〉		〈施設内死亡の希望の受け入れ〉		〈施設内死亡の希望の受け入れ〉	
	自院で支援する	50.0%	原則受け入れる	33.8%	原則受け入れる	69.1%
	同一・関連法人で支援する	19.3%	受け入れない	46.5%	受け入れない	13.5%
	他の医療機関を紹介する	19.3%				

【資料】「療養病床における医療・介護に関する調査報告書」(医療経済研究機構、平成17年3月)  
付表:3施設における調査結果の比較表

## 7. 居住環境等

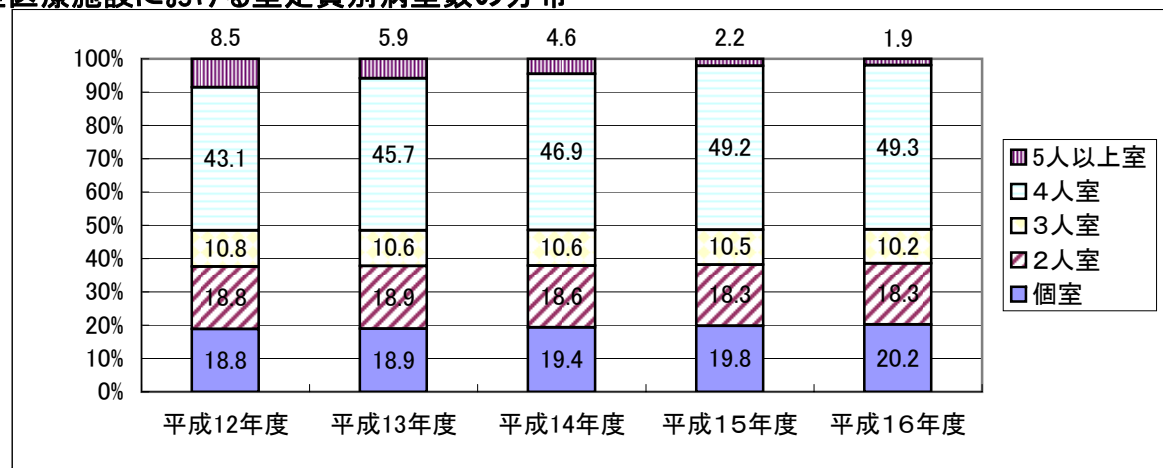
### (1) 1人当たり居室等面積の基準

			介護療養型 医療施設	老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
居室等	ユニット型	1人当たり 面積	13.2㎡以上	13.2㎡以上	13.2㎡以上	原則個室	原則個室
		定員数	原則個室	原則個室	原則個室		
	従来型	1人当たり 面積	6.4㎡以上	8㎡以上	10.65㎡以上	7.43㎡以上	適当な広さ 〔 養護老人ホーム 10.65㎡以上 ケアハウス 21.6㎡以上 有料老人ホーム 13㎡以上 (介護居室) 高齢者専用賃貸住宅 25㎡以上 〕
		定員数	4人以下	4人以下	4人以下		
食堂		入院患者×1㎡ 以上	入所定員×2㎡ 以上	食堂と機能訓練 室を合算した面 積が入所定員× 3㎡以上	居間と 同一の場所も可	適当な広さ	

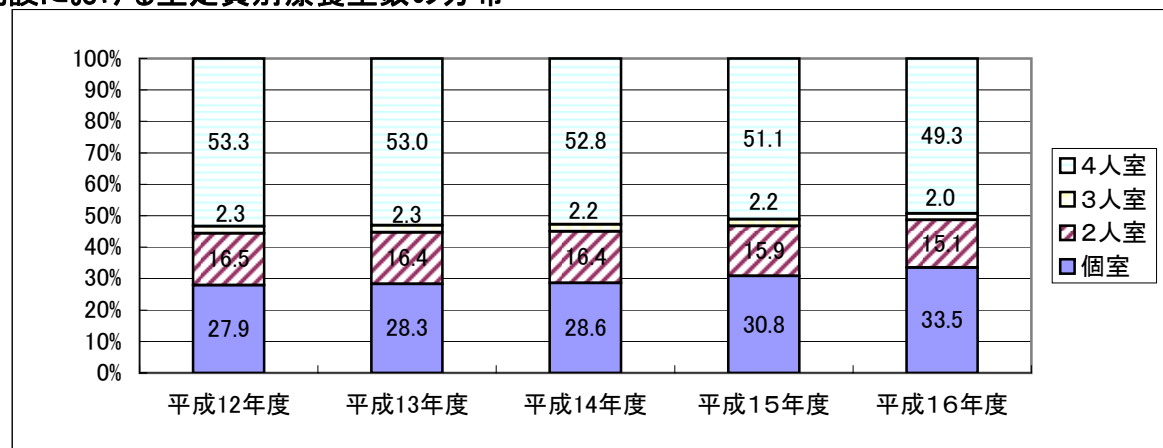
## (2)居室等の定員の経年変化

- 介護保険3施設ではいずれも個室が増加している。
- 全居室等のうち、介護療養型医療施設では約2割、老人保健施設では約3割、特別養護老人ホームでは約4割が個室となっている。

○介護療養型医療施設における室定員別病室数の分布

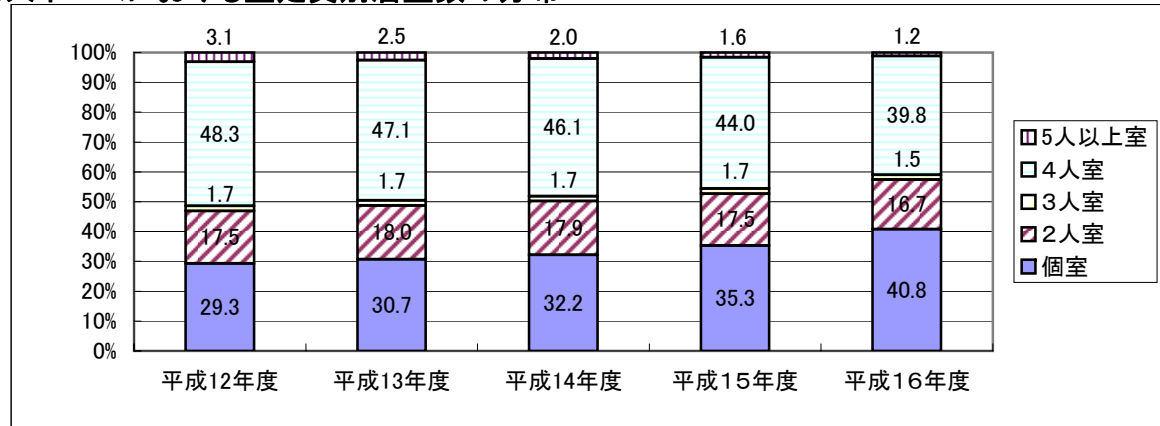


○老人保健施設における室定員別療養室数の分布



【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、各年10月1日時点)

○特別養護老人ホームにおける室定員別居室数の分布



【資料】「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部、各年10月1日時点)

### (3) ユニット型施設の整備率

○ 平成18年4月審査分において、特別養護老人ホームの約1割はユニット型の報酬を請求しているが、老人保健施設、介護療養型医療施設では、ユニット型の報酬の請求はごくわずかである。

#### ○介護保険3施設の報酬の請求回数

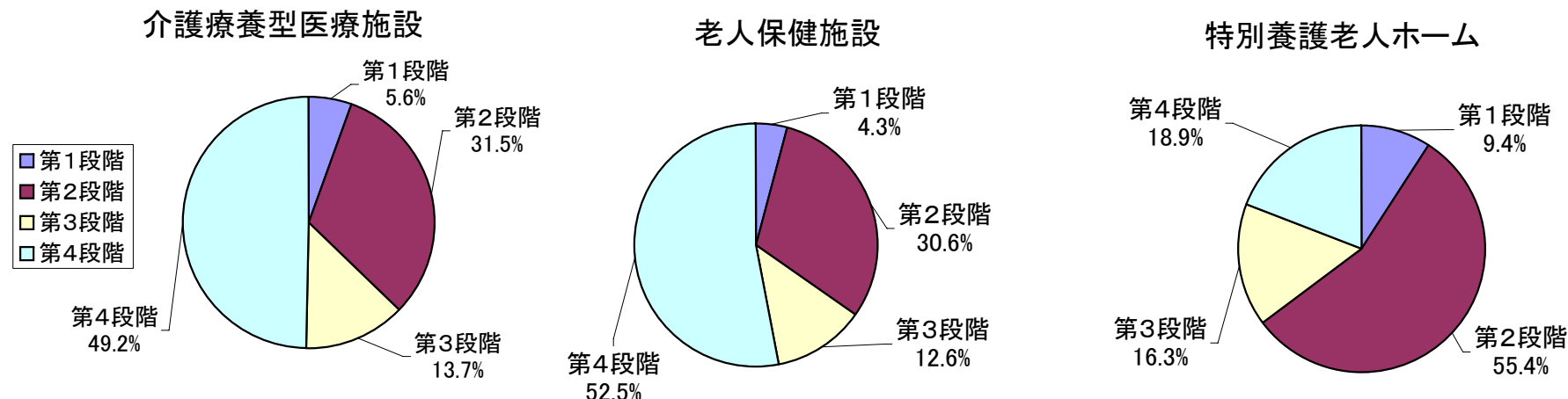
(千回)

		平成18年4月審査分
介護療養型医療施設		4,751.8
	ユニット型(再掲)	0.2
	割合(%)	0.0%
老人保健施設		8,634.0
	ユニット型(再掲)	110.6
	割合(%)	1.3%
特別養護老人ホーム		11,635.5
	ユニット型(再掲)	1,403.5
	割合(%)	<u>12.1%</u>

【資料】「介護給付費実態調査」(厚生労働省統計情報部、平成18年4月審査分)

## (4) 補足給付(低所得者対策)受給者の割合

○ 施設入所者に占める補足給付受給者の割合は、特別養護老人ホームで約8割、老人保健施設・介護療養型医療施設で約5割となっている。



※ 第1段階～第3段階の割合は、介護保険事業状況報告(平成18年3月分)の食費に係る認定件数の平成18年4月審査分(3月サービス分)介護給付費実態調査の利用者数に対する割合。

※ 第4段階の割合は、100%から第1段階～第3段階の割合を控除して算出。

### (参考) 補足給付について

介護保険3施設における居住費・食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によることが原則である。

補足給付とは、所得の低い方に居住費・食費の負担限度額を設け、施設には平均的な費用(基準費用額)と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み。

#### 利用者負担段階の定義

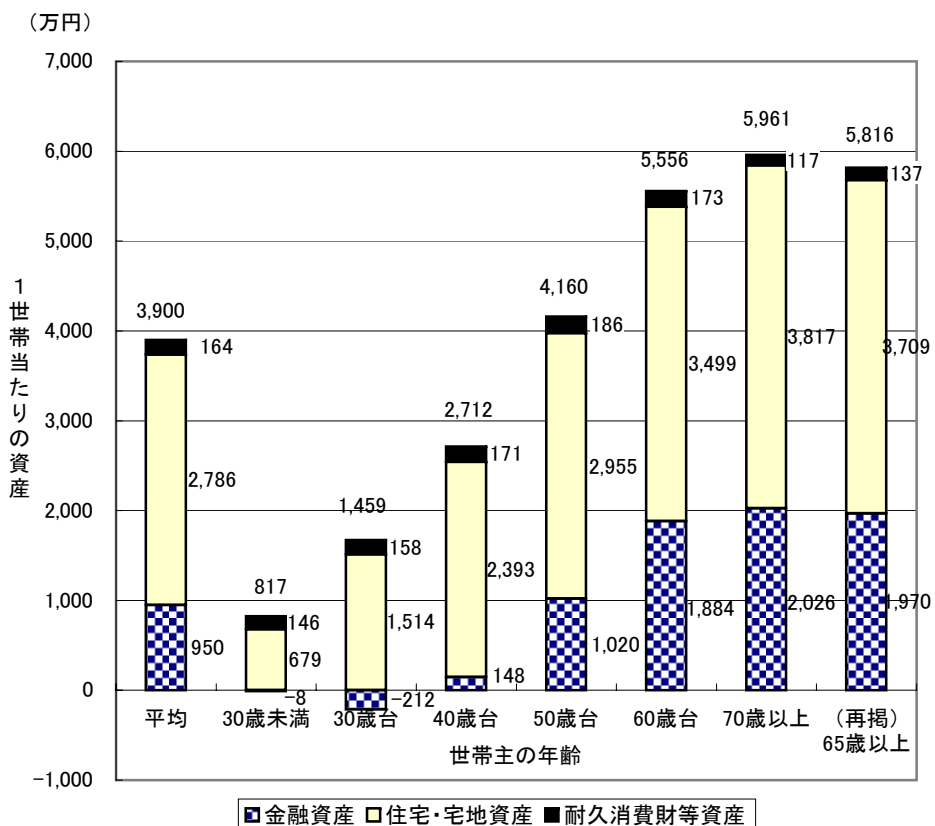
- ・第1段階 … 生活保護受給者、市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
- ・第2段階 … 市町村民税世帯非課税であり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
- ・第3段階 … 市町村民税世帯非課税であり、第2段階以外の方
- ・第4段階 … 第1～3段階以外の方(市町村民税課税者、市町村民税本人非課税者)



## (5) 高齢者の資産保有状況

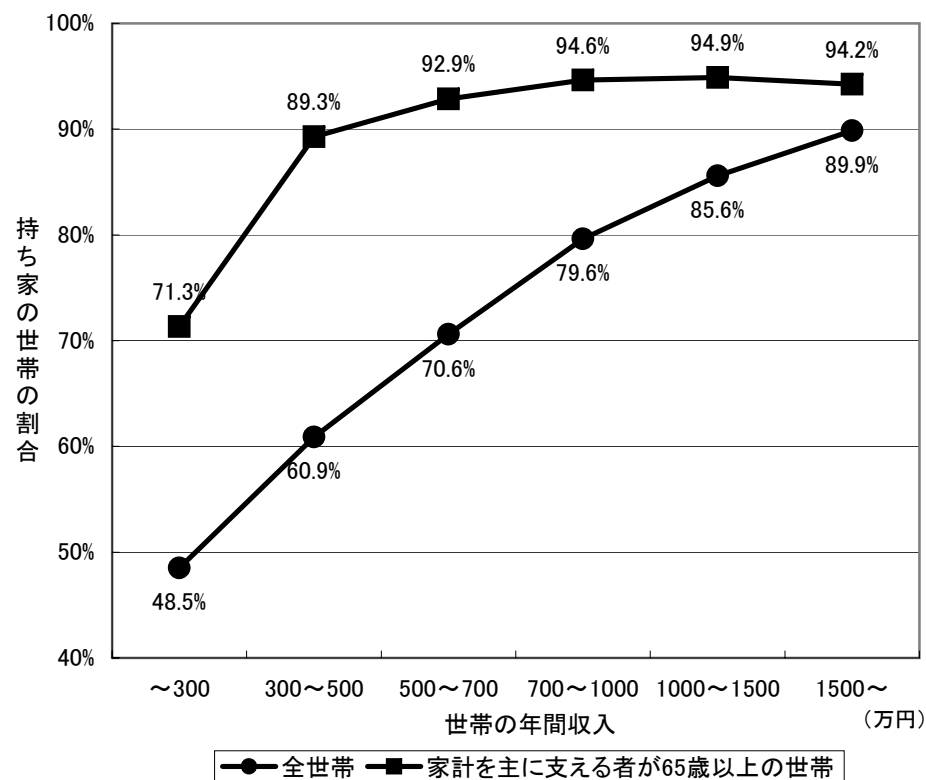
- 世帯主の年齢が高いほど、家計の資産が多い。
- 家計を主に支える者が高齢者の世帯では、収入が低くても比較的高い持ち家率が高い。

世帯主の年齢別の1世帯当たりの資産



【資料】「平成16年全国消費実態調査」(総務省統計局)より作成

高齢者世帯の持ち家率

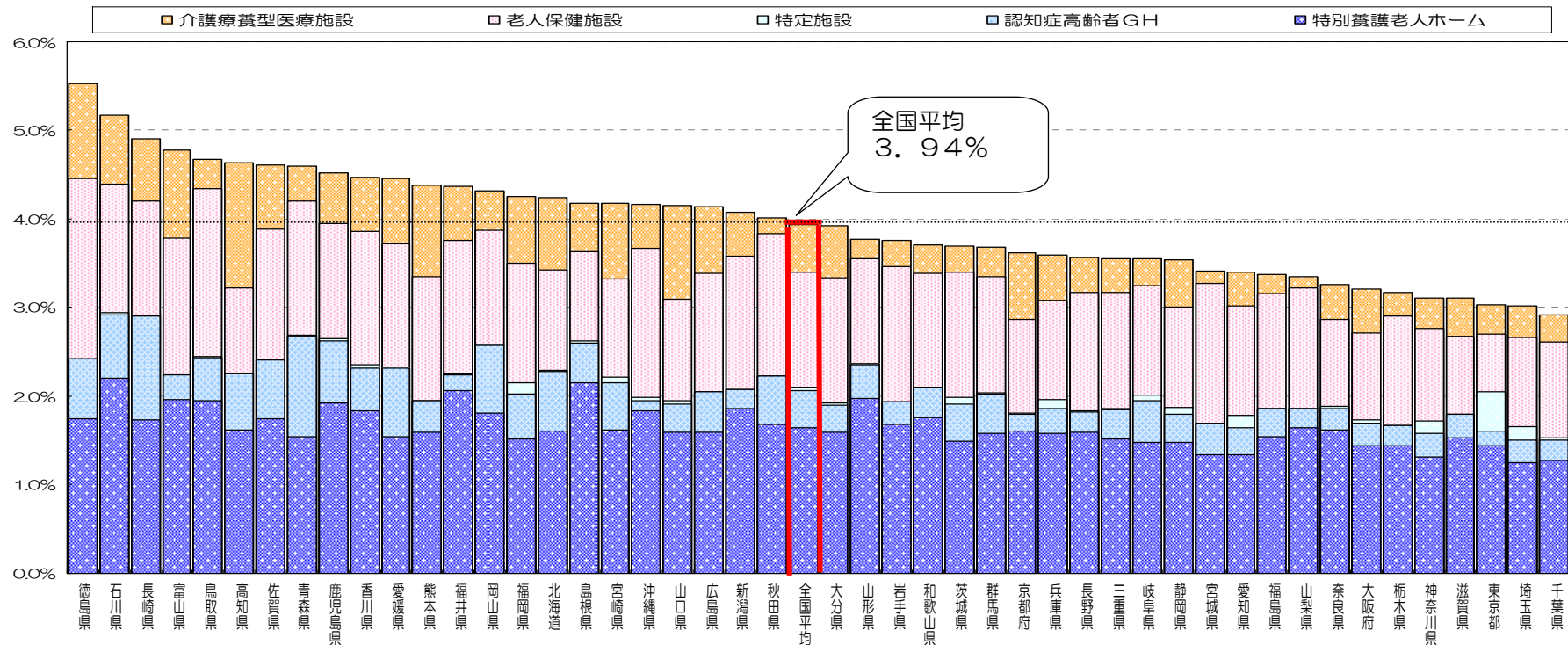


【資料】「平成15年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)より作成

## 8. 施設等の整備状況

### (1) 施設等の整備状況

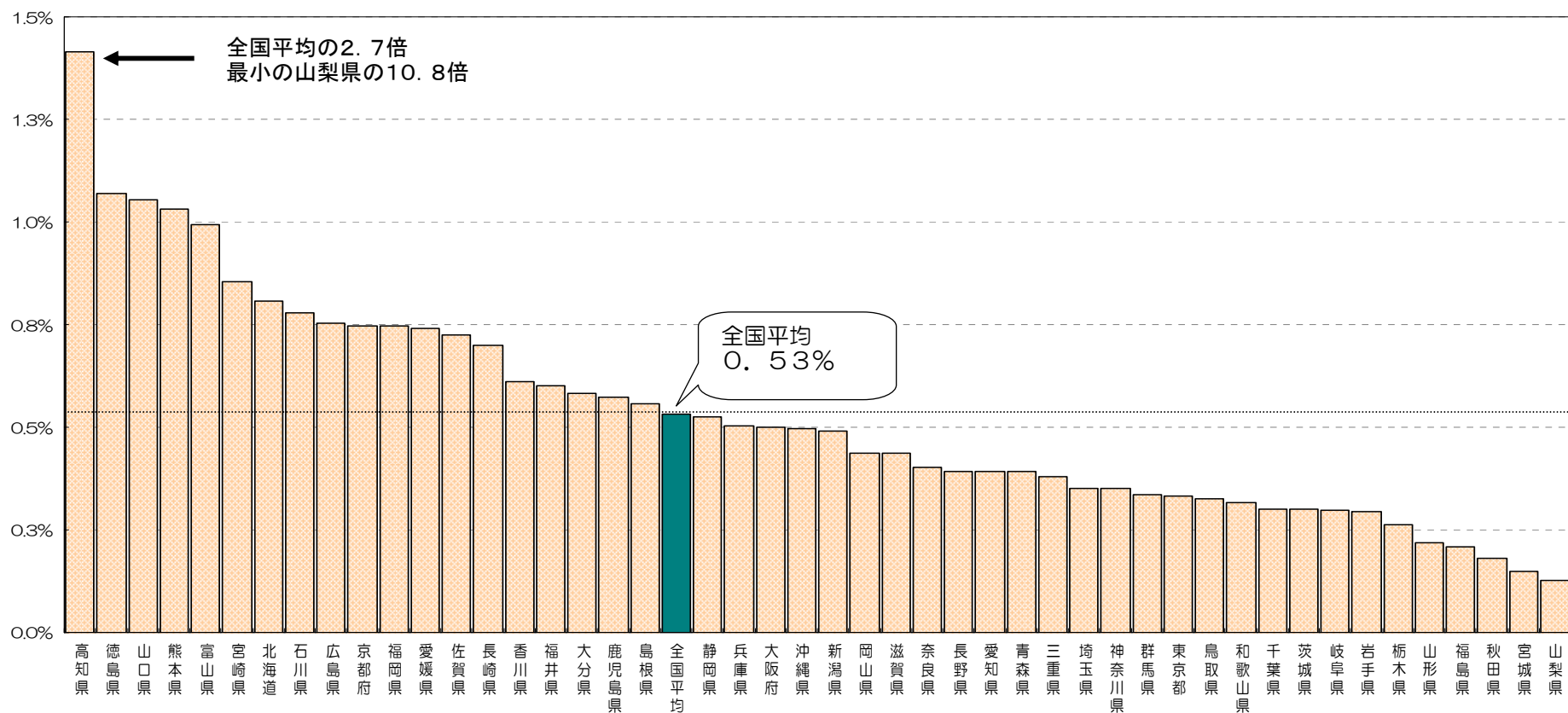
○ 入所・居住系サービスの整備は全国的に進んでいるが、地域差がある。



※1 介護保険3施設については、平成17年度末の定員数（厚生労働省老健局計画課調べ）を平成18年度の高齢者人口の見込み（第3期介護保険事業(支援)計画）で除して得た率。

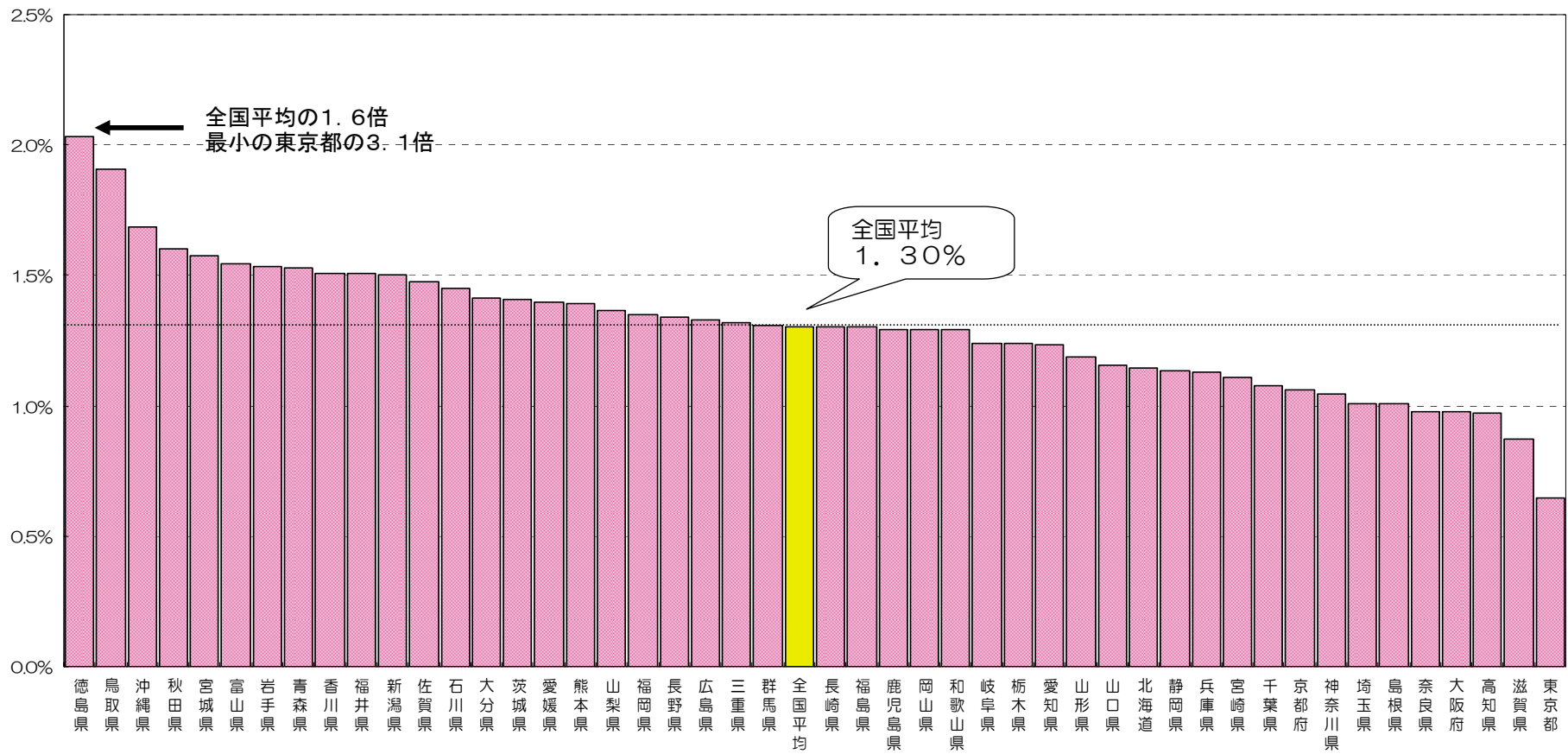
※2 居住系サービス（認知症グループホーム、特定施設）については、平成17年度末のサービス利用者数（厚生労働省老健局計画課調べ）を平成18年度の高齢者人口の見込み

## (2) 介護療養型医療施設の整備状況



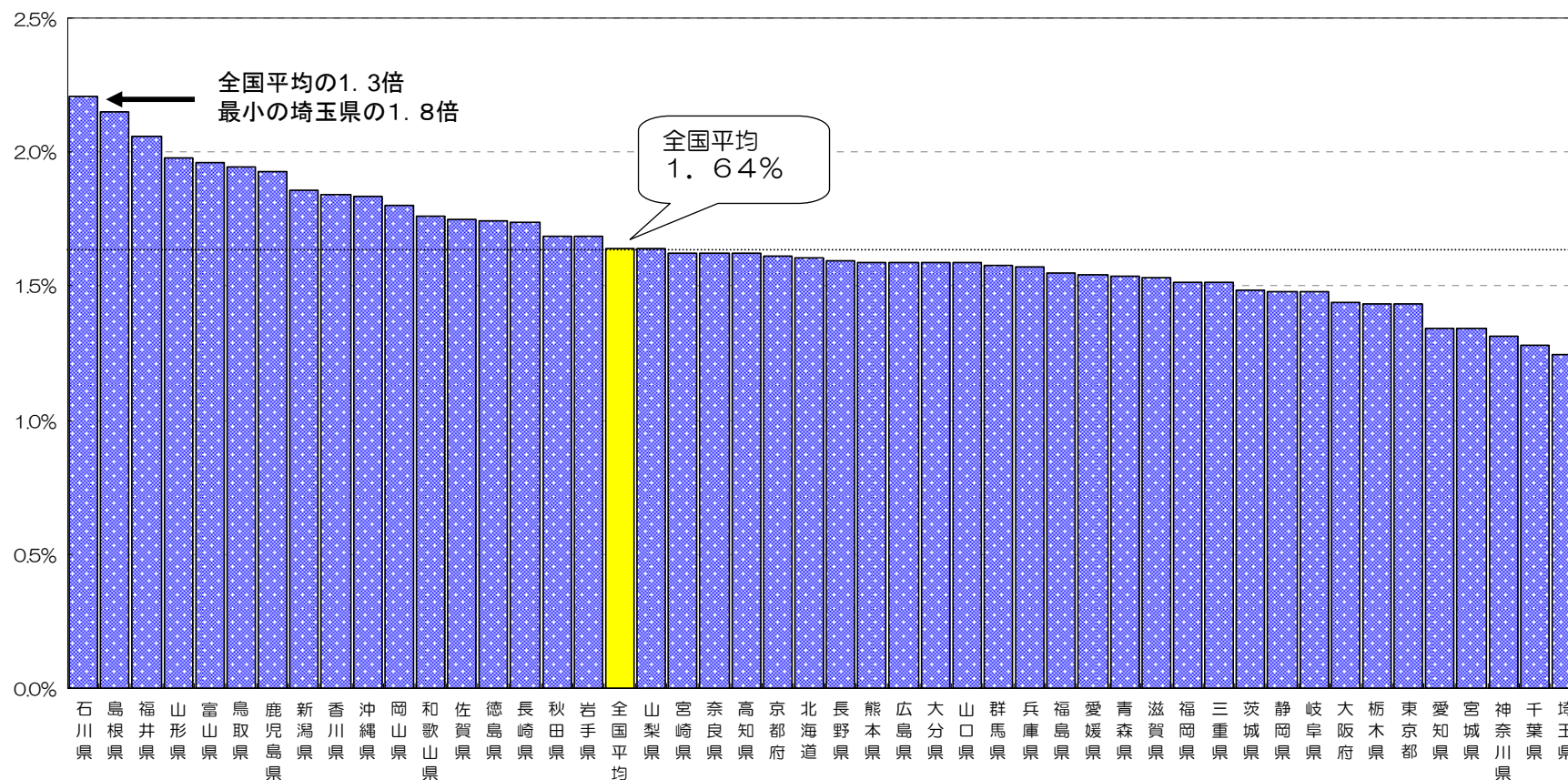
※ 平成17年度末の定員数（厚生労働省老健局計画課調べ）を平成18年度の高齢者人口の見込み（第3期介護保険事業（支援）計画）で除して得た率。

### (3) 老人保健施設の整備状況



※ 平成17年度末の定員数（厚生労働省老健局計画課調べ）を平成18年度の高齢者人口の見込み（第3期介護保険事業(支援)計画）で除して得た率。

#### (4) 特別養護老人ホームの整備状況



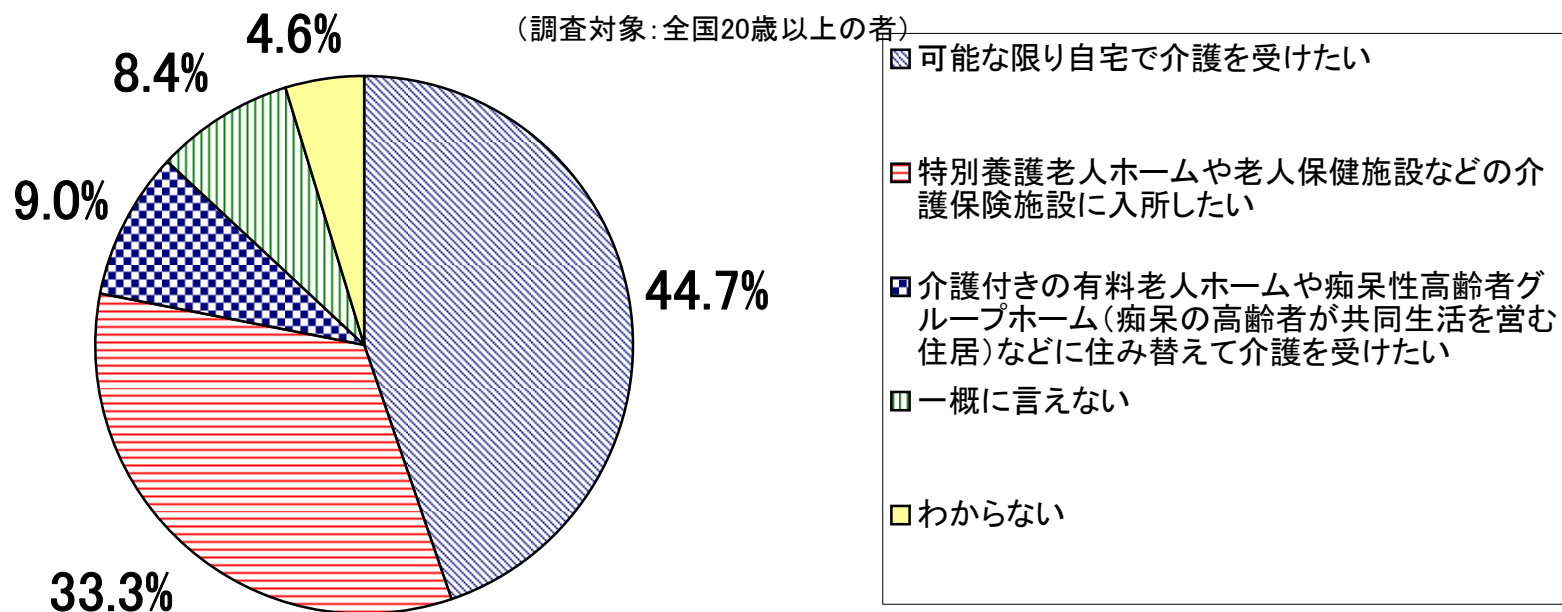
※ 平成17年度末の定員数（厚生労働省老健局計画課調べ）を平成18年度の高齢者人口の見込み（第3期介護保険事業(支援)計画）で除して得た率。

## 9. 介護を受ける場所についての意識調査結果

### (1) 介護を受ける場所の希望

○ 介護が必要となった場合、「可能な限り自宅で介護を受けたい」とする者が45%、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」とする者が33%である。

(問) 仮に介護が必要となった場合にどこで介護を受けたいか。

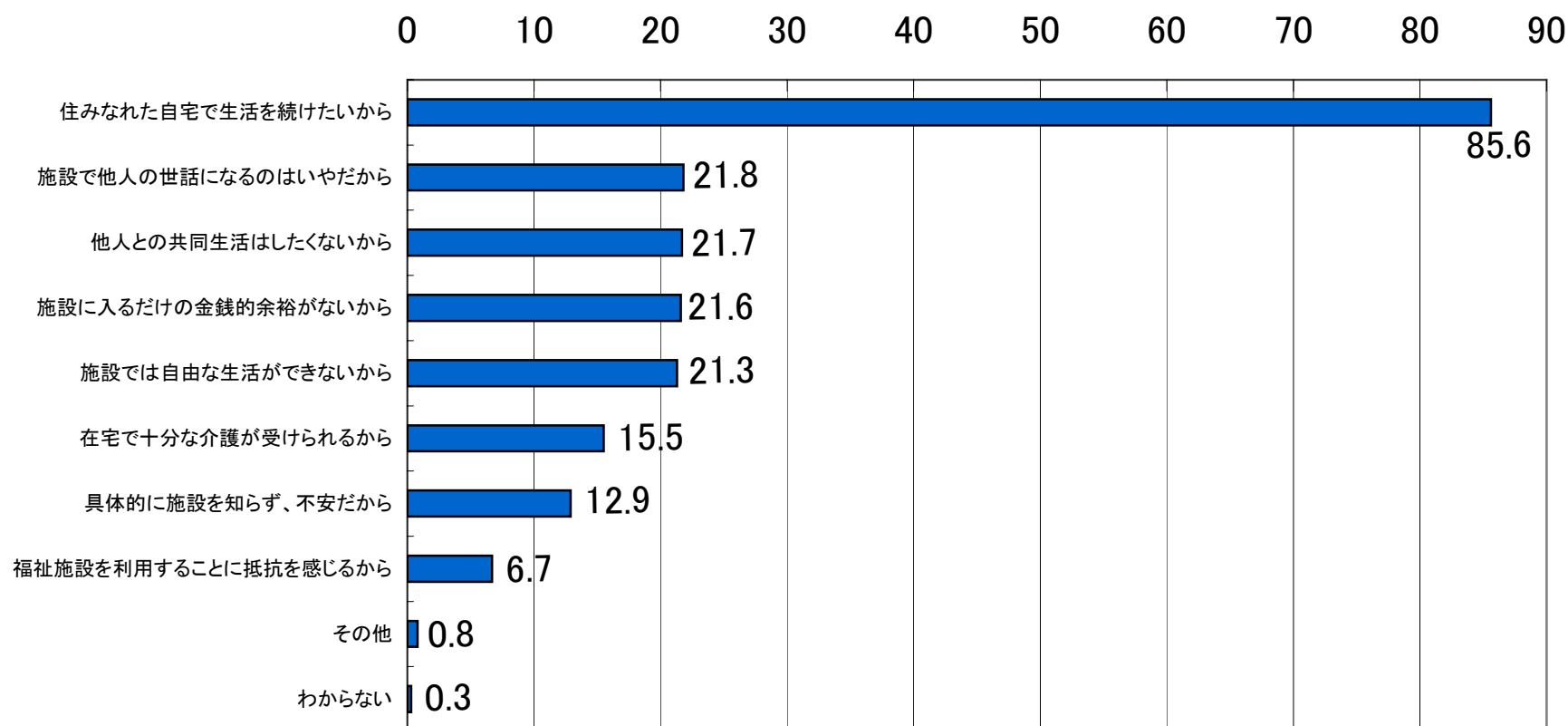


【資料】「高齢者介護に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室、平成15年7月)

## (2) 自宅で介護を受けたい理由

○「可能な限り自宅で介護を受けたい」とした者の、約9割がその理由として「住みなれた自宅で生活を続けたいから」を挙げている。

(問)「可能な限り自宅で介護を受けたい」と答えた理由は何か。(複数回答可) (調査対象: 全国20歳以上の者) %

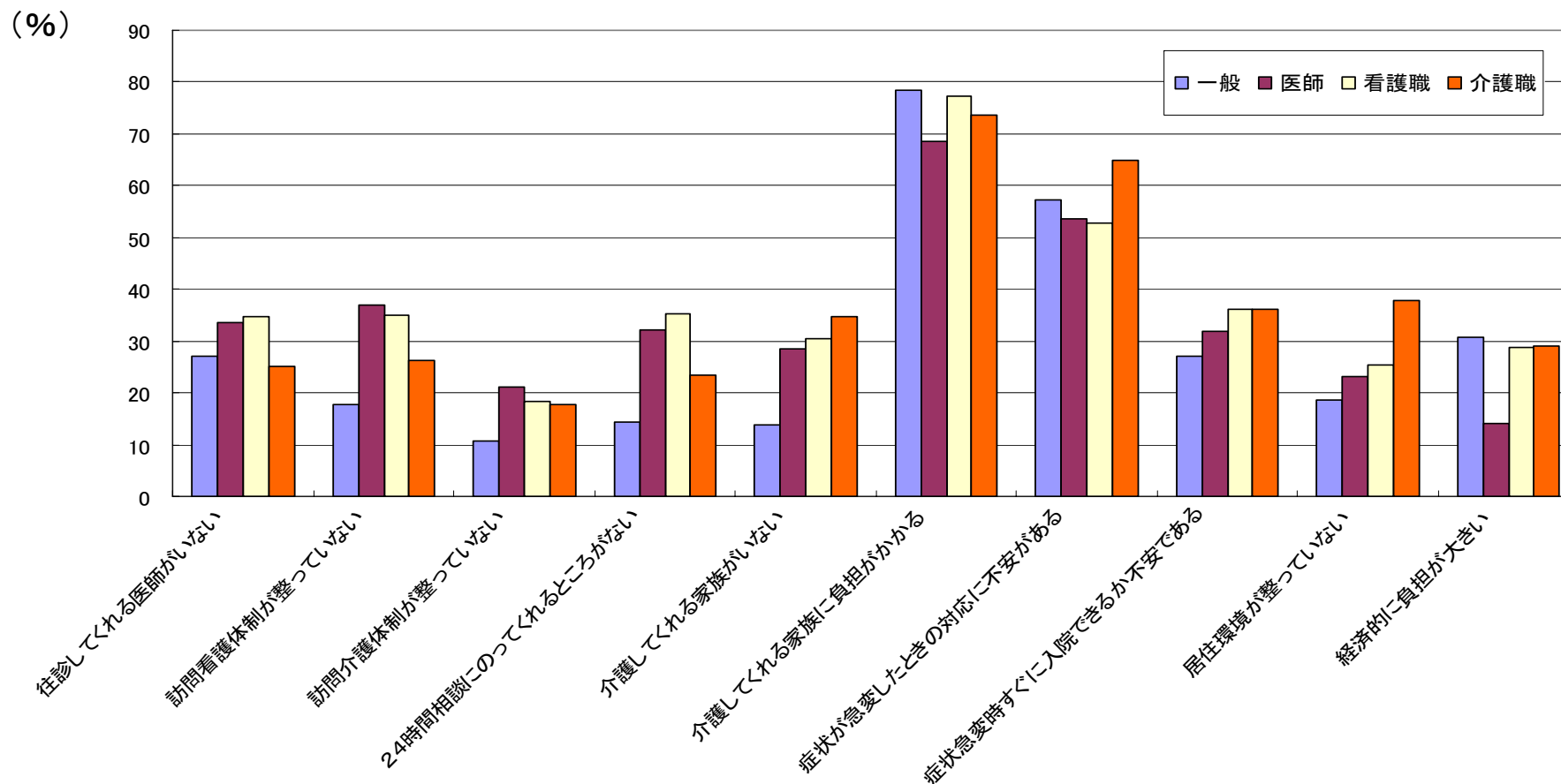


【資料】「高齢者介護に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室、平成15年7月)

### (3) 自宅で最期まで療養することが困難な主な理由

○ 最期まで自宅療養が実現困難であるとする理由として、「介護してくれる家族に負担がかかる」、「症状が急変したときの対応に不安がある」を挙げる者が多い。

最期までの自宅療養が実現困難であると考える具体的な理由(複数回答可)



【資料】「終末期医療に関する調査等検討会報告書」(厚生労働省医政局、平成16年7月)